

認 可 書

住 所
申請者
代表者

年 月 日付で申請のあった砂利の採取計画については、砂利採取法第 16 条の規定により、下記のとおり認可する。

年 月 日

知事又は支庁長

記

- 1 認可番号
- 2 砂利採取（洗浄）場の区域及び面積
- 3 採取（洗浄）をする砂利の種類及び数量
- 4 採取（洗浄）の期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 5 認可の条件
別紙のとおり
- 6 その他

この認可に不服があるときは、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

当認可に関わる取消しの訴えは、公害等調整委員会の裁定に対してのみ提起できます。

【関係法令】 ・砂利採取法第 40 条第 1 項

・鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第 25 条及び第 50 条

不 認 可 書

住 所
申請者
代表者

年 月 日付で申請のあった砂利の採取計画については、砂利採取法第 19 条の規定により、下記のとおり不認可とする。

年 月 日

知事又は支庁長

記

1 不認可の理由

この認可に不服があるときは、この認可があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

当認可に関わる取消しの訴えは、公害等調整委員会の裁定に対してのみ提起できます。

【関係法令】 ・ 砂利採取法第 40 条第 1 項

・ 鉱業等に係る土地利用の調整手続き等に関する法律第 25 条及び第 50 条

認 可 条 件 (採取)

砂利採取法（昭和 43 年 5 月 30 日法律第 74 号）第 31 条第 1 項の規定により、次の条件を付する。

この条件に従わないときは、同法第 26 条の規定により、認可を取り消し、又は採取を停止させることがある。

- 1 砂利採取に着手しようとするとき及び採取が完了したときは、知事の検査を受けること。
- 2 砂利採取場の認可区域を明示するとともに、危険箇所には塀、柵等を設置し、立入禁止の標識を設けること。
- 3 採取にあたっては、付近の人家等に振動、騒音、粉じん及び地崩れによる災害が発生しないよう十分留意し、必要により防止の措置を講ずること。
特に、公道については、公図及び境界査定抄本等を参考にして公図どおり公道敷を確保し、道路の損壊部分については速やかに復旧すること。
- 4 砂利、表土等をたい積するときは、板囲い、土留め等の措置を講じ、降雨時には、これらが流出しないよう措置するとともに、乾燥時においては、飛散を防止するよう留意すること。
- 5 製品等の運搬にあたっては、次の措置を講ずること。
 - (1) 東京都環境確保条例に適合した車両で運搬すること。
 - (2) さし枠装着車等には積み込まないこと。
 - (3) 完全に水切りをしたうえ、荷こぼれ等のないようシートで覆うこと。
 - (4) 安全運転に徹し、振動、騒音等による災害防止に努めること。
 - (5) 場内及び道路等に適宜散水等を行い、粉じんの発生防止に努めること。
 - (6) 道路は常に清掃し、必要に応じて速やかに補修すること。
 - (7) 他の車両の通行量、道路の形状を勘案して、誘導員を配置するなど、危険防止に努めること。
- 6 埋戻しの土砂は良質のものに限ることとし、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第 113 条に基づく東京都土壤汚染対策指針に定める処理基準ないし土壤汚染対策法に定める指定基準（土壤溶出量基準・土壌含有量基準）に適合するよう努めること。
- 7 採取に着手してから災害発生の恐れが生じたときは、万全の防止措置を講ずるほか、必要に応じて採取を中止し、災害の未然防止に努めること。
- 8 採取及びこれに関連して第三者に損害を及ぼしたときは、認可を受けた者がこの解決にあたること。
- 9 この認可書又はその写しを砂利採取場に備え置くこと。
- 10 この外、砂利を採取するにあたっては、関係法令を遵守すること。
- 11 採取計画に記載した内容を変更する場合は事前に都と協議すること。

以上 11 項目のほか、都職員の指示に従うこと。

なお、本認可申請に対して、(市町村名)から別添のとおり意見が出されているので、要望に添うよう特段の努力をすること。

認 可 条 件 (洗 浄)

砂利採取法（昭和 43 年 5 月 30 日法律第 74 号）第 31 条第 1 項の規定により、次の条件を付する。

この条件に従わないときは、同法第 26 条の規定により、認可を取り消し、又は砂利洗浄を停止させることがある。

- 1 取水及び排水にあたって、付近住民の飲料水等に悪影響を及ぼさないよう水量、水質に十分留意するとともに、洗浄に係る汚泥及び汚濁水を河川、水路等に流出させないこと。
- 2 汚泥は、施設内で乾燥のうえ、他に搬出すること。一時たい積するときには、築堤、板囲い等の措置を講じ、降雨時には、これらが流出しないよう留意すること。
- 3 原石、製品をたい積するときには、板囲い、土留め等の措置を講じ、適正なたい積量で処理すること。
また、降雨時には、これらが流出しないよう措置するとともに、乾燥時においては、飛散を防止するよう留意すること。
- 4 付近の人家等に振動、騒音、粉じん及び地崩れによる災害が発生しないよう十分留意し、必要により防止の措置を講ずること。
- 5 事業区域には危険防止の塀等を設置し、立ち入り禁止の標識を設けるほか、汚泥置場や沈殿池等の周囲には、防護柵等を設けること。
- 6 製品等の運搬にあたっては、次の措置を講ずること。
 - (1) 東京都環境確保条例に適合した車両で運搬すること。
 - (2) さし柵装着車等には積み込まないこと。
 - (3) 完全に水切りをしたうえ、荷こぼれ等のないようシートで覆うこと。
 - (4) 安全運転に徹し、振動、騒音等による災害防止に努めること。
 - (5) 場内及び道路等に適宜散水等を行い、粉じんの発生防止に努めること。
 - (6) 道路は常に清掃し、必要に応じて速やかに補修すること。
 - (7) 他の車両の通行量、道路の形状を勘案して、誘導員を配置するなど、危険防止に努めること。
- 7 災害発生の恐れが生じたときは、万全の防止措置を講ずるほか、必要に応じて洗浄を中止し、災害の未然防止に努めること。
- 8 砂利の洗浄及びこれに関連して第三者に損害を及ぼしたときは、認可を受けた者がこの解決にあたること。
- 9 この認可書又はその写しを砂利の洗浄場に備え置くこと。
- 10 この外、砂利を洗浄するにあたっては、関係法令を遵守すること。
- 11 採取計画に記載した内容を変更する場合は事前に都と協議すること。

以上 11 項目のほか、都職員の指示に従うこと。

なお、本認可申請に対して、(市町村名)から別添のとおり意見が出されているので、要望に添うよう特段の努力をすること。

指 示 書

殿

下記のとおり指示するので、 年 月 日までに改善すること。

なお、これを怠った場合は法に基づく罰則を受け、又は認可の取り消し又は砂利の採取(洗浄)を停止させることがある。

年 月 日

指示者 所属
(課長) 氏名 印
担当者 職氏名 印

記

項 目	指 示 事 項

上記の指示を確認します。

年 月 日

現場責任者

印

年 月 日

知事又は支庁長 殿

住 所

氏 名

印

(法人の場合は名称及び代表者氏名)

災害（事故）報告書

下記のとおり、事故が発生したので報告します。

災害に係る採取(洗浄) 場の所在、名称	
災害発生年月日	年 月 日 時 分頃 午前 午後
災害発生場所	
災害の種類	
災害の概要	
災害の原因	
災害に対する措置	
今後の対策	

砂利採取計画認可台帳

申請者 住所 氏名		業者登録 年月日 番号		事業 (務) 所	名称	採取場名		連絡 担当者	
					所在地	(〒)	()		
認可申請 年月日	業務内容	認可年月日 番号	採取場の区域	採取場の実測面積	認可期間	認可量	備考		
				m ³	. . }	トン			
					. . }				
					. . }				
					. . }				
					. . }				

現場巡回日誌

巡回 年月日	年 月 日 (曜日) 天候 時 分 ~ 時 分
巡回者 氏名	
現場名	指 導 事 項 等
備 考	

* 受理月日	年 月 日
* 登録番号	

災害防止計画書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
 氏名又は名称及び
 法人にあつては、
 その代表者の氏名

登録年月日及び
 登 録 番 号

東京都砂利採取・採石指導要領第2章第9の廃止に伴う措置に係る災害防止計画を、
 次のとおり提出します。

- 1 事業区域
 所在地 (別紙 事業区域図・地番一覧及び公図)
 面積 m^2

- 2 工事期間
 年 月 日 から 年 月 日
 (別紙 工程表)

- 3 埋盛土計画
 埋盛土面積 m^2 (別紙 埋盛土計画図書)
 埋盛土の高さ m から m (別紙 埋盛土計画図書)
 搬入土推積量 m^3 (別紙 埋盛土計画図書)

- 4 排水計画 (別紙 排水計画図書)

- 5 緑化計画 (別紙 緑化計画図書)

植栽緑地	m^2
残留緑地	m^2
保全区域	m^2
緑地合計	m^2

樹種
 高木 ()
 低木 ()

別紙

資料目次

1. 事業区域図
2. 地番一覧及び公図
3. 全体計画
4. 工程表（埋盛土計画、排水計画、緑化計画の工程表）
5. 埋盛土計画図書（埋盛土面積図、平面図、縦断図、横断図、土量計算書）
6. 排水計画図書（排水施設設計図、水量計算書、水処理概念図）
7. 緑化計画図書（緑化面積計算書、標準断面図）
8. その他の施設の管理計画図書

- (備考) 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
(ただし、図面は同規格A3とすることができる。)
- 2 *印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができる。
 - 4 図面は実測結果に基づき作成し、平面図等に測量のベンチマークを明記すること。